

平成 30 年度以前に「サービス管理責任者等」研修修了要件を満たされた方の 更新研修受講に係る留意事項について

平成 18 年度から平成 30 年度までの間にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に係る研修修了要件を満たされている方(※)については、令和5年度までの間に更新研修を修了しなければ、令和6年度以降、サービス管理責任者等の研修修了要件を満たさなくなります。

- (※) ・サービス管理責任者就任予定者対象研修：平成30年度まで滋賀県が実施していた相談支援従事者初任者研修(講義部分)
・サービス管理責任者分野別研修：平成30年度まで滋賀県が実施していたサービス管理責任者等研修(分野別研修)
→平成 18 年度から平成 30 年度までの間に両方の研修を修了されている方を指します。

最終の令和5年度に受講者が集中することのないよう、各年度の更新研修を優先的に受講いただける方の考え方について、下記のとおり、お示しいたしますので、御確認ください。(従前より、お示ししている内容と変更ありません。)

【優先受講の考え方】

令和3年度に実施する更新研修

⇒ 平成 24～26 年度に分野別研修を修了された方が優先的に受講いただけます。

令和4年度に実施する更新研修

⇒ 平成 27～29 年度に分野別研修を修了された方が優先的に受講いただけます。

令和5年度に実施する更新研修

⇒ ～平成 30 年度年度に分野別研修を修了された方が優先的に受講いただけます。

なお、優先される方以外でも、当該年度の更新研修を受講申し込みいただくことは可能ですが、定員を上回る申し込みがあった場合には、受講いただけない可能性がございますので、予め、御承知おきください。